

## 児童虐待死の裁判記録を用いた検証について —児童虐待死防止にどのように活用できるか検討する

○ 帝京平成大学 齋藤 知子 (6029)

キーワード：児童虐待、裁判記録、事例研究

### 1. 研究目的

わが国では、児童虐待死亡事例について 2006 年 10 月に厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に、「全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、児童虐待への対応に携わる関係者が認識すべき共通の課題を明らかにし対応策の提言を行うこと」を目的として、「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、現在までに第 8 次報告（2012 年 7 月）まで出されてきた。また、都道府県、市町村でも重大事件については、可能な限り発生原因を分析し、関係各機関における対応上の課題を明らかにして必要な再発防止策を提言することを目的として、検証委員会や審議会が組織され、検証が行われている。その検証結果のほとんどはインターネットなどで公開され、誰もが閲覧することが可能である。

しかしながら、上記の厚生労働省の検証結果や警察庁の発表からも 2012 年度も前年（2011 年）に比べ、児童虐待の検挙者、被害児童の数ともに増加している。

本研究では、そのように児童虐待死の現状に改善が見られない中で、現在行われている検証方法に対する疑問と、検証結果をこれからの児童虐待死防止に活用するための検証方法の提案と事例研究結果からのソーシャルワークにあり方について検討するものである。

### 2. 研究の視点および方法

本研究においては、国や地方公共団体が行っている検証では、どのようなことが検証されたか、見落とされている点はなかったか、行政側の見えていなかった点を探るため、警察や検察庁で作成された供述記録や公判記録等の裁判記録を分析する。裁判記録の中には児童虐待による死亡事件の加害者である親の裁かれる側の弁明や供述が記されており、それらを聞くことで「なぜ、虐待をして死亡させてしまったのか」という動機と、虐待に至り死亡させてしまった要因について、出来るだけ真相に近づき、得られた情報をもとに事例研究することで、「どうすれば防げたのか」という介入や支援のポイントを探り、今後の防止策の提言につなげるものである。

裁判記録等の入手については、被告事件終了後の記録は、刑事確定訴訟記録法第 2 条により閲覧請求し、研究を目的として閲覧許可を得たものである。

### 3. 倫理的配慮

調査事例については、国や地方公共団体による検証報告や新聞などのマスメディアの情報をもとに、ある1都道府県（筆者が資料等の入手のために日帰りできる範囲で、自治体内の検証報告がすべて公表されていることを条件に選択した）が公表した4事例について所轄検察庁に閲覧申請手続きを行い、研究目的によって閲覧が許可されたものである。個人情報保護法に基づき、閲覧記録は氏名や住所などは保護されている。また、閲覧時には公表されている年月日、発生地域などについては、発表内では特定出来ない形で表記し、事例の主旨を変えない程度の一部修正・省略を行った。また、加害親、被害児の年齢等は検証報告で公表されている範囲内とする。

### 4. 研究結果

現時点では、調査対象1都道府県の検証報告4事例について、すべての事例について閲覧が許可され、記録の閲覧、1部の資料の複写をすることが出来た。さらに裁判記録をもとに各事例の家族の状況や死亡に至る経過、加害親の背景、関係機関の介入の状況についてパワーポイントを作成し、学識者、研究者、児童相談所職員経験者、その他の関係職種（弁護士、ソーシャルワーカー、医療相談員、施設職員等）の参加を得て、各事例について事例研究会を実施し、介入のポイントと方法について分析した。

現在までに本研究の一部を、2011年、2012年の日本社会福祉学会、日本司法福祉学会、日本子ども虐待防止学会で発表し、「児童虐待死亡事件について判例を用いたソーシャルワークの検討」（齋藤 知子 帝京平成大学紀要第23巻第1号2012年3月1頁-16頁）として発表した。今回は未発表事例について、事例研究会の結果から、さらに考察を深めた。

なお、本研究は、平成23年度から平成25年度までの3年間について独立行政法人日本学術振興会より、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究C「児童虐待死亡事例について司法記録等の分析から効果的な介入のポイントを検証する」（課題番号23530751）助成を受けて研究を行うものの一部である。

### 5. 考察

本研究では、国や地方公共団体で行われている検証の方法（手法）の中に裁判の傍聴、記録の閲覧を導入し、そこから得られた情報をもとに検証し、児童相談所の児童福祉司の研修体系に必須として盛り込むべきだと考え、それを提案する。近年は、地方公共団体の報告の中に、裁判傍聴や記録の閲覧の必要性が記載されているものもある。

裁判傍聴や記録の閲覧は、裁判終了後に許可されるため、事件発生から時間が経つてのことであるが、出来る限りの真実に近づくことと、加害親の状況がより明確になることから、虐待死が発生したプロセスが明確になることは研究結果から理解できる。一人でも多くの子ども達の命と、加害親をつくらないためには有効な検証を行う必要がある。